

難病患者等の方

※申請には難病患者等日常生活用具給付意見書が必要です。

①介護・訓練支援用具

種目	対象者	用具の性能	耐用年数	基準額
特殊寝台	寝たきりの状態にある者。ただし、18歳未満の者は除く。	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
特殊マット	寝たきりの状態にある3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
特殊尿器	自力で排尿できない学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
体位変換器	寝たきりの状態にある学齢児以上の者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障がいのある3歳以上の者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	4年	159,000円
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障がいのある学齢児以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円

②自立生活支援用具

種目	対象者	用具の性能	耐用年数	基準額
入浴補助用具	入浴に介助を要する3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）	8年	90,000円
便器（ポータブルトイレ）	常時介護を要する学齢児以上の者	難病患者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができるものに限る。）	8年	4,450円 （手すりを付ける場合にあっては、9,850円）
移動・移乗支援用具	下肢が不自由で、家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上の者	次のような性能を有する手すり、スロープ等であるもの（設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。） ア 難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	8年	60,000円
特殊便器	上肢機能に障がいのある学齢児以上の者	足踏みペダル又はボタンにて温水温風を出し得るもの（取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	151,200円
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	8年	28,700円

③在宅療養等支援用具

種目	対象者	用具の性能	耐用年数	基準額
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある学齢児以上の者が必要と認められるもの	難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある学齢児以上の者が必要と認められるもの	難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
人工呼吸器等用自家発電機又は外部バッテリー	難病患者等で人工呼吸器、ネブライザー（吸入器）又は電気式たん吸引器を使用している呼吸器機能に障がいのある学齢児以上のもの	介護者が容易に使用し得るもの	10年	100,000円
静脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500円

④居宅生活動作補助用具（住宅改修）

種目	対象者	用具の性能	耐用年数	基準額
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障がいのある学齢児以上の者（特殊便器への取替えをする場合にあっては、上肢機能障がいとの重複障がいを持つ者）	難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	一人一回	200,000円

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱うものとする。
- 2 共同生活介護若しくは共同生活援助を受けている者又は有料老人ホーム入所者は、在宅の者として取り扱うものとする。
- 3 「準ずる世帯」とは、対象者と除く同居する者全員が75歳以上の世帯、対象者を除く同居する者全員が要介護認定2以上の世帯又は日中若しくは夜間に同居する者全員が不在になることがある世帯をいう。
- 4 特殊寝台，特殊尿器，体位変換機，移動用リフト，入浴補助用具，便器（ポータブルトイレ），移動・移乗支援用具，特殊便器及び居宅生活動作補助用具について，介護保険対象者は給付対象外とする。
- 5 居宅生活動作補助用具の設置に伴う住宅改修は，次の各号のいずれかに該当するものとし，給付は1人1回とする。
 - (1) 手すりの取り付け
 - (2) 段差の解消
 - (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面材料の変更
 - (4) 引き戸等への扉の取替え
 - (5) 洋式便器等への便器の取替え
 - (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
- 6 対象者区分において，3歳以上，学齢児以上又は18歳以上の年齢制限のある用具について，3歳児未満，学齢児未満，又は18歳未満の者から申請があった場合は，医師の意見書等により当該用具の必要性が認められ，かつ，適切な使用と安全性が確認できる場合に限り給付の対象とする。